

令和7年度東吾妻町医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金支給要綱

(目的)

第1条 この告示は、主とした収益が診療報酬などの公定価格であり、エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている医療施設、介護施設及び障害福祉施設等（以下「医療施設等」という。）に対し、事業の継続を支援し、安定的なサービスの供給を図るため、令和7年度東吾妻町医療・介護・福祉施設等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて必要な事項を定める。

(支給対象事業者等)

第2条 給付金の支給対象事業者は、次に該当する医療施設等とする。

2 令和8年1月1日時点において、所在地が東吾妻町内にあり、別表の第1欄のうち第2欄で定める区分にかかる事業を実施する事業者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、支給の対象外とする。

(1) 東吾妻町暴力団排除条例（平成24年東吾妻町条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等が設置していると認められる者

(2) 町税を滞納している者

(3) 申請時点において、事業を休止している又はサービス提供実績がない者

(4) 前各号のほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が認める者

(支給額)

第3条 給付金の支給額は、別表の第3欄の支給単価に定める額とする。

2 給付金の支給は、支給対象事業者ごとに1回限りとする。

(支給申請)

第4条 給付金の支給を受けようとする者は、給付金支給申請書兼請求書に関係書類を添えて、令和8年3月31日までに町長に申請しなければならない。

(支給の決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、給付金の支給を決定し、支給対象事業者に通知するものとする。

2 町長は、給付金の支給を決定したときは、支給対象事業者が指定した金融機関の口座に速やかに給付金を振り込むものとする。

(支給決定の取消し等)

第6条 町長は、支給対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定の全部若しくは一部を取消し、又は支給した給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手續により給付金の支給を受けたとき。

(3) 前各号のほか、給付金を支給することが不相当と認められる事実があったとき。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和8年9月30日限り、効力を失う。

別表（第2条、第3条関係）

1 事業区分	2 施設区分	3 支給単価	4 支給要件
医療機関等	病院（4床以上）	1床あたり30,000円	保険医療機関に限る。
	3床以下の診療所、歯科診療所	1施設あたり50,000円	
	薬局	1施設あたり30,000円	保険薬局に限る。
	施術所（接骨院、整骨院）	1施設あたり30,000円	医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設。
介護施設等	訪問系事業所 ・訪問介護・訪問入浴介護 ・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援	1施設あたり50,000円	介護保険法の規定に基づき開設している事業所。
	通所系事業所 ・通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション・小規模多機能型居宅介護	1定員あたり15,000円	
	入所系施設 ・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護老人保健施設・短期入所生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1定員あたり30,000円	介護保険法又は老人福祉法の規定に基づき開設している施設。
障害者施設等	訪問、居住支援系事業所 ・居宅介護（重度訪問介護・行動援護・同行援護含む） ・自立生活援助	1施設あたり50,000円	障害者総合支援法又は児童福祉法の規定に基づき開設している事業所・施設。
	通所等日中サービス事業所 ・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・児童発達支援・放課後等デイサービス	1定員あたり15,000円	
	入所系施設 ・施設入所支援 ・短期入所・共同生活援助	1定員あたり30,000円	